

国自旅第154号
平成18年 9月15日
一部改正 令和 7年 3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
旅客課長

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）
の変更の事前届出について

標記について、下記のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。
なお、本件については、社団法人日本バス協会及び社団法人全国乗用自動車連合会
会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1 事前届出書の様式及び添付書類

各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において、別紙1（様式例）
に沿って事前届出書の様式を定めることとする。また、事前届出書には、次に掲げ
る書面を添付させるものとする。

- （1）既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積）
を示す書面
- （2）営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動
車車庫の面積を示す書面
- （3）自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収容状況を示す平面図等の
書面
- （4）当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面
 - ① 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、
身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合するに任意保険又
は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の
写し、見積書の写し、宣誓書等）
 - ② 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその
考え方並びに配置場所が明示された書面

2 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長（陸運事務所長を含む。）あて提出させるものとする。

3 事前届出の受理等

届出書の受理に当たっては、1の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令（別紙2様式例による。）の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

- （1）当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出者に係る営業所における一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法及びこれに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。
- （2）営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- （3）特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。

4 事業計画変更認可の取扱い

当該届出が増車の届出である場合であって、既に認可を受けた自動車車庫の収容能力では、事業用自動車のすべてを収納することができないと認められるときは、事業計画変更（車庫の収容能力の変更及び事業用自動車の数の変更）認可申請を行わせるものとする。

附則（令和7年3月31日 国自安第210号・国自旅第358号）

改正後の規定は、令和7年4月1日以降に提出される届出から適用する。

(別紙 1)

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出書（様式例）

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第 15 条第 3 項及び同法施行規則第 15 条第 2 項で準用する第 14 条の規定
により届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所 並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	☐ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常 用 車及び予備車の数 ☐ 営業所毎に配置する事業用自動車の数
3 実施予定日	令和 年 月 日
4 変更しようとする理由	

営業所別の事業用自動車の数
別添のとおり。

増減車両の明細

増 車 ・ 減車の別	所 属 営業所	運行 態様	型式又は 登録番号	乗車定員	長さ	幅	高さ	車両総重量

* 運行様態は、路線定期運行は「定」、路線不定期運行は「不」、区域運行は「区」と 記載する。ただし、区域運行に係る長さ、幅、高さ及び車両総重量の記載は不要とする。

* 当該届出が増車の場合は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じ た旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の 基準を定める告示」（平成 17 年国土交通省告示第 503 号）で定める基準に適合する 任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込 書の写し、見積書の写し、宣誓書等）を添付すること。

自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫の位置	収容能力㎡	収容可能面積㎡

* 自動車車庫の面積に余裕がない場合（概ね 90 % 以上）には、車両の収納状況を示す平面図等の書面を添付すること。

(別添)

営業所別の事業用自動車の数

	新																	
	路線定期運行									路線不定期運行			区域運行			合計		
	常用車数			予備車数			小 計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

	旧																	
	路線定期運行									路線不定期運行			区域運行			合計		
	常用車数			予備車数			小 計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する自動車数を除いた数を記載する。

Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載する。

Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

() 内は、乗車定員 1 1 人未満の事業用自動車数を内数として記載する。

(別紙2)

一般乗合旅客自動車運送事業に係る道路運送法第31条
第1号の規定に基づく事業計画の変更命令書(様式例)

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

貴社が経営する一般乗合旅客自動車運送事業について、下記のとおり事業計画の変更を命ずる。

なお、平成 年 月 日までに下記の事業計画変更が行われない場合には、さらに道路運送法第40条第1号の規定に基づく措置を講じることがあることを申し添える。

記

1 変更すべき事業計画事項

2 変更を命ずる理由

平成 年 月 日

国土交通大臣 〇〇〇〇

又は

〇〇運輸局長 〇〇〇〇

(沖縄総合事務局長)